■化学物質管理

各工場の取扱量 1 t 以上の PRTR 対象物質は下表の 8 物質であり、新潟原動機全体としての 2017 年度の実績は下表の通りです。

物質番号	CAS番号	化学物質名	取扱量	大気 排出量	水域 排出量	移動量
438	1321-94-4	メチルナフタレン	23,141	116	_	_
87	_	クロム	13,468	_	_	11,543
80	1330-20-7	キシレン	5,464	4,303	_	33
412	_	マンガン	3,684	_	_	83
384	106-94-5	1-プロモプロパン	3,135	2,772	_	350
53	100-41-4	エチルベンゼン	3,132	3,106	_	26
300	108-88-3	トルエン	1,650	1,650		_
296	95-63-6	1,2,4-トリメチルベンゼン	1,309	7		_

(単位はkg)

「水銀使用製品」不使用への取り組み

2017年8月16日、水銀による環境汚染の防止に関する国際条約である「水俣条約」が発効しました。また、同日、対応する国内法である「水銀汚染防止法」が施行されました。

この法律によって、水銀を含有する製品(水銀使用製品)の製造、及び輸出入が禁止されるとともに、水銀使用製品が製品に組み込まれることを防止する義務が発生します。

当社ではエンジンの排気温度計測を行うために、長い間、水銀温度計を採用してきましたが、一方でこの法律

の施行を先読みし、早くから水銀温度計に替わる測温機器の選定や信頼性・耐久性の評価に取り組んでおり、すでに多くの水銀フリー温度計の納入実績があります。

水銀温度計に関する規制開始日は 政令により 2020 年 12月 31日と定められました。

規制開始日以降は、水銀温度計を組み込んだエンジンの輸出が禁止されることになります。

当社ではこの規制への対応を1年前倒しし、2019年度から水銀フリー温度計への全面展開を図ります。